

京都市教育委員会教育長訓令甲第11号

教育機関

京都市図書館事務分掌細則の廃止について次のとおり定める。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

京都市図書館事務分掌細則は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)